

3種類の国民年金の加入者



第3号被保険者
第2号被保険者に扶養される
20歳以上60歳未満の配偶者
(被扶養配偶者)
(年収が130万円未満の配偶者)

手続きは本人が配偶者の勤め先の
事業主を経由して行います。
保険料は配偶者が加入している
年金制度がまとめて納めます。



第2号被保険者
会社勤めや公務員で厚生年金保険
または共済組合に加入している人

手続きと保険料の納付は本人に
代わり事業主が行います。



第1号被保険者
20歳以上60歳未満の
農林漁業や自営業などの人と
その配偶者および学生

本人が市区町村役場で手続きし、
金融機関等で保険料を納めます。



国民年金の
加入者は、手続きや
保険料の納め方が
違うので、
このように
3種類に分かれて
いる

学生の
僕は
第1号
被保険者
なのか！

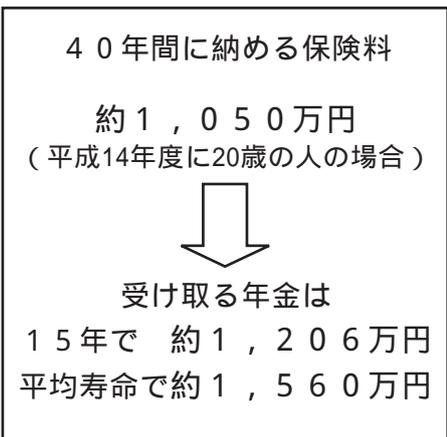
へえー

国民年金の第1号被保険者の
保険料は月額13,300円(平成14年度)
毎月の保険料は、
社会保険庁から送られてくる納付案内書によって
近くの金融機関で、翌月の末日までに納めてください。



年金額の3分の1を国が負担して
います！
国民年金制度は、長期的な視点に
立ち、将来を見据えて、国が責任をもつ
て運営し、年金額の3分の1を国が
負担しています。(将来的には2分
の1に引き上げられる予定です)

国民年金は、国が運営する制度



あえて損得勘定してみると…
「世代間扶養の仕組み」によって
高齢者の暮らしを支える公的年金。
この公的年金を損得勘定で考えるの
は適当ではありません。
しかし、国民年金についてあえて
計算してみると、平均的に長生きす
ると、納める保険料総額に比べて年
金受給総額の方が高額になることが
分かります。

若い世代は払い損にならないか？